

市民の皆様へ 大切なお知らせ

# じゅうたくようかさいけいほうき 住宅用火災警報器

## 設置のお願い



煙感知式



熱感知式



熱式複合型

あなたの命を守る

「住宅用火災警報器」をつけましょう！！

消防法の改正により、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が必要となりました。

市民の皆様には、平成23年5月31日までに設置をお願いします。

### 設置場所

平屋建住宅

寝室に設置する必要があります。

台所への設置が推奨されます。

二階建以上住宅

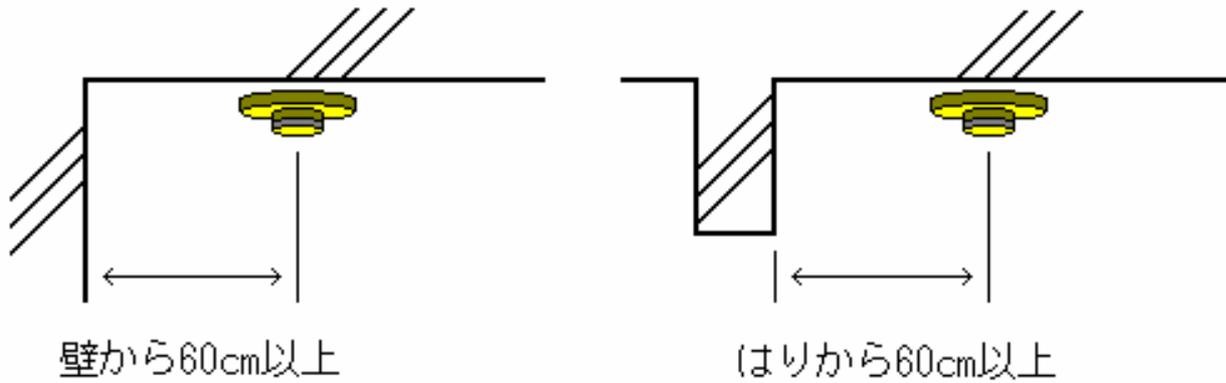
寝室に設置する必要があります。

階段真上の天井に設置する必要があります。

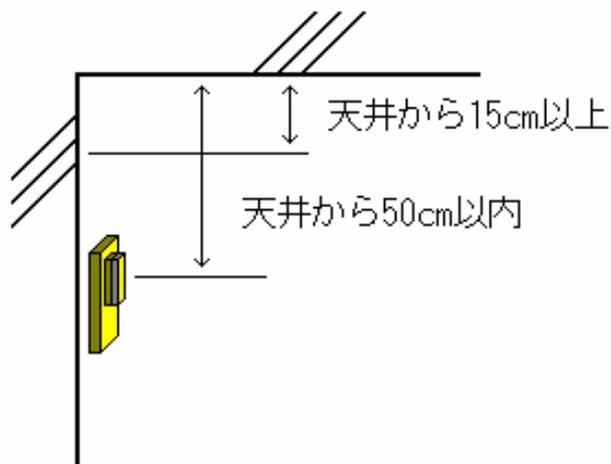
台所への設置が推奨されます。

## 設置位置

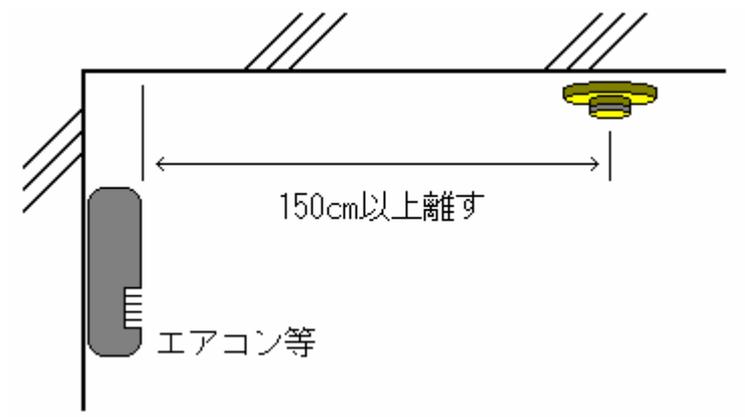
天井に設置する場合は、壁やはりから60cm以上離れた位置に設置します。



壁や柱に設置する場合は、天井から15cm以上50cm以内の位置に設置します。



エアコン等の近くに設置する場合は、エアコン等の吹き出し口から1.5m以上離れた位置に設置します。



## 悪質な訪問販売にご注意

住宅用火災警報器の悪質な訪問販売が急増しております。もし、販売を迫られても安易に契約せず断り、すぐに最寄りの警察署か消防署に通報しましょう。

・消防職員や市役所の職員など身分を偽り訪問販売に来ることがあります。消防職員や市役所の職員はご家庭をまわっての訪問販売などは一切行っていません。絶対に騙されないようにして下さい。

・取り付けないと法律で罰せられると言って恐怖心を煽ってくる場合があります。もし、その場で設置できなくても罰則等はありません。

その他ご不明な点がございましたら、大月市消防本部・消防署までお問い合わせください。

TEL:0554 - 22 - 0119 FAX:0554 - 23 - 0119